# フロン管理はあなたの担当! 点検を実施しましたか? 業務用冷凍空調機器の点検(フロン排出抑制法)

(営繕部保全指導・監督室)

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(フロン排出抑制法)が平成27年4月から施行されています。施行に伴い、フロン類が冷媒として使用されている業務用冷凍空調機器(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器)の管理者(機器の所有者等→施設管理者)には、適正な使用環境の維持・保全、冷媒漏えい防止のための機器点検、漏えい時の修理(繰り返し充填の原則禁止)、機器整備の結果の記録・保存等が義務付けとなりました。

#### 1. 点検

管理を行うため、施設で使用している業務用エアコン(ガスヒートポンプも含む)等の設置状況について確認して下さい。



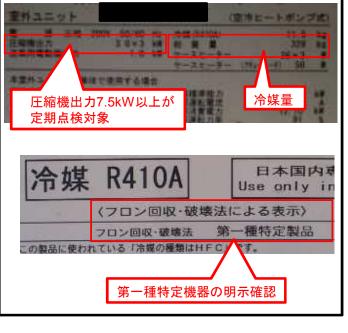


写真1機器能力の確認のように室外機に貼付してあるシールにて確認して下さい。平成14年4月以降販売された業務用機器には貼付されたシールに第一種特定製品、フロンの種類や量等が表示されています。平成14年4月以前の機器や不明な場合は製造メーカーや専門業者などに確認して下さい。家庭用エアコンは第一種特定製品ではないので、フロン排出抑制法の充填の基準は適用されません。

また、室外機が標準より離れた位置に設置された場合は写真1のように冷媒を追加している場合もあります。

#### ①簡易点検

使用する全ての業務用冷凍空調機器について、3か月 に1回以上行うよう定めています。簡易点検は管理者の 目視による外観検査となり、表1簡易点検により管理 者が実施することになりますが、専門業者に依頼して も構いません。

1 簡易点検		
	推奨点検頻度	
室外機点検	・機器の異常振動・異常運転音 (安全で容易に点検出来る場合) ・機器及び機器周辺の油のにじみ (安全で容易に目視が出来る場合) ・機器のキズの有無、熱交換器の腐食、錆びなど (安全で容易に目視が出来る場合)	1回/日以上
室内機点検	・熱交換器の霜付きの有無(安全で容易に目視が出来る場合)	1回/日以上

#### ②定期点検

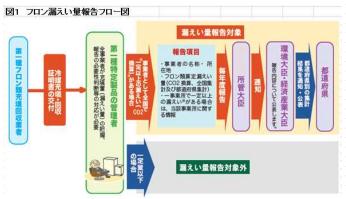
7.5kW以上の機器について、専門業者などの十分な知 見を有する者により行い、表2定期点検の点検頻度を 実施することになります。

表2 定期点検		
機種	圧縮機電動機定格出力*	点検頻度
	7.5kW以上50kW未満	3年に1回以上
エアコン	50kW以上	1年に1回以上
冷凍・冷蔵機器	7.5kW以上	1年に1回以上

## 2. フロン類の漏えい量の算定・報告

算定漏えい量は、追加充塡した総量を漏えい量とみな

すこととし、管理者は第一種フロン類充塡・回収業者が発行する充塡・回収証明書から漏えい量を算定します。報告は、 図1フロン漏えい量報告フロー図の手順より、翌年度の7月末日までに所管大臣に行います。



※ 一定以上の漏えい … 一年度内に 1,000 t-CO2 以上。代表的な冷媒である R-22 や R-410A であれば約 500kg 以上に相当する

### 3. 点検履歴の保存

機器の点検・修理、冷媒の充填・回収の履歴等を記録し、機器の廃棄まで保存します。

## 4. 漏えい時の修理

フロン類の漏えいまたは故障等を確認した場合は、 確認したフロン類の漏えいまたは故障等に係る点検を 実施し、修理を行う必要があります。修理を行うまで 、原則として機器へフロン類の充填を行えません。

# 5. 罰則

管理者、整備者及び廃棄等実施者を対象とした罰則 は以下のとおりです。

# ①みだりに放出

特定製品からみだりにフロン類を放出すると、1年 以下の懲役または50万円以下の罰金

# ②命令違反

都道府県知事または主務大臣からの指導・助言、勧告、命令を経て、なおその命令に違反した場合にあっては、50万円以下の罰金

勧告・命令対象となる義務は、表3勧告・命令対象義 務のとおりです。

#### 表3 勧告・命令対象義務

対象者	勧告・命令対象となる義務	監督行政庁
第一種特定製品の管理者(圧縮		
機の定格出力が 7.5kW 以上の機	判断基準の遵守(法第 16 条第1項)	都道府県知事
器を一台以上使用等する者)		
	充填委託(法第 37 条第1項)	都道府県知事
	充填委託時の管理者名称等の通知(法第 37 条第2 項)	都道府県知事
	回収委託(法第 39 条第1項)	都道府県知事
第一種特定製品整備者	回収委託時の管理者名称等の通知(法第 39 条第2 項)	都道府県知事
	回収フロン引渡(整備時)(法第39条第4項)	都道府県知事
	再生証明書の回付・写しの保存(法第59条第3項)	環境大臣·経済産 業大臣
	破壊証明書の回付・写しの保存(法第70条第2項)	環境大臣·経済産 業大臣
	フロン類引渡(法第41条)	都道府県知事
第一種特定製品廃棄等実施者	行程管理票制度に基づく書面の交付・保存(法第 43 条第1項~第4項、法第 45 条第3項)	都道府県知事
	引取証明書の交付がなされない場合等の報告(法第 45条第4項)	都道府県知事

## ③虚偽報告、検査拒否

都道府県知事または主務大臣からの報告徴収があった場合に、報告しなかったり、虚偽報告をしたりすると、20万円以下の罰金

また、都道府県または国の職員の立入検査または 収去を拒み、妨げ、または忌避した者についても、 20万円以下の罰金

#### ④算定漏えい量の虚偽報告

算定漏えい量報告の対象事業者であるにも関わらず、報告せず、または虚偽の報告をした事業者について、10万円以下の過料

# 6. 問い合わせ先等

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の内容について、環境省HPに掲載していますので、ご覧下さい。

http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/law/kaisei\_h27/

環境省HPには簡易点検の参考資料として、

(財)日本冷媒・環境保全機構及び(社)日本冷凍空調設備工業連合会の『簡易点検の手引き』がリンクされていますので、参考にして下さい。

http://www.env.go.jp/earth/furon/files/tebiki\_kanitenken.pdf